

第1回酒田市総合計画審議会

◇日 時 令和3年8月26日(木) 午後3時～

◇場 所 希望ホール 小ホール(3階)

- 市長あいさつ
- 委員の紹介(自己紹介)
- 会長及び副会長の選出
- 会長及び副会長あいさつ

総合計画審議会

- 1 開 会
- 2 諮 問
- 3 所属部会の決定
- 4 各部会長及び副部会長の選出
- 5 説 明
- 6 その他
- 7 閉 会

酒田市総合計画審議会委員(案)名簿

酒田市まち・ひと・しごと創生総合戦略委員(案)名簿

令和3年8月26日現在(敬称略)

No.	所属	役職	氏名	ふりがな	部会(案)
1	酒田市自治会連合会連絡協議会	会長	阿部 建治	あべ けんじ	ひと・まち 行財政
2	酒田市社会福祉協議会	会長	阿部 直善	あべ なおよし	ひと・まち 行財政
3	荒生木材有限会社	総務担当	荒生 麻夕美	あらお まゆみ	産業交流
4	酒田市法人保育園・認定こども園協議会 会園長会	会長	池田 祐子	いけだ ゆうこ	ひと・まち
5	酒田ユニサイクル ケセラ	代表	石黒 由香	いしぐろ ゆか	ひと・まち 行財政
6	株式会社良品計画	無印良品 酒田POP-UP STORE 店長	石田 佳奈子	いしだ かなこ	産業交流
7	酒田市環境審議会	副会長	大井 文	おおい ふみ	ひと・まち
8	リトミックスタジオpassage	代表	加藤 千鶴	かとう ちづ	ひと・まち
9	東北公益文科大学	学長	神田 直弥	かんだ なおや	ひと・まち
10	株式会社オリーブ	取締役	工藤 佐規子	くどう さきこ	ひと・まち
11	東北公益文科大学	准教授	小関 久恵	こせき ひさえ	ひと・まち
12	酒田青年会議所	直前理事長	佐藤 愛	さとう あい	産業交流 行財政
13	酒田市食生活改善推進協議会	会長	佐藤 初子	さとう はつこ	ひと・まち
14	酒田市袖浦農業協同組合	理事参事	佐藤 久則	さとう ひさのり	産業交流 行財政
15	連合山形酒田飽海地域協議会	議長	佐藤 克	さとう まさる	産業交流
16	庄内みどり農業協同組合	理事	高橋 身依	たかはし みえ	産業交流
17	酒田商工会議所	副会頭	高橋 幸雄	たかはし ゆきお	産業交流 行財政
18	酒田ふれあい商工会	会長	富樫 秀克	とがし ひでかつ	産業交流
19	山形県漁業協同組合	専務理事	西村 盛	にしむら さかり	産業交流
20	生涯学習施設里仁館	館長	富士 直志	ふじ なおし	ひと・まち
21	合同会社とびしま	共同代表	松本 友哉	まつもと ともや	ひと・まち
22	東北公益文科大学	公益学部長	三木 潤一	みき じゅんいち	産業交流 行財政
23	庄内みどり農業協同組合	青年部委員長	御船 浩弥	みふね ひろや	ひと・まち
24	有限会社若葉旅館	専務取締役	矢野 慶汰	やの けいた	産業交流
25	The Hidden Japan合同会社	代表	山科 沙織	やましな さおり	産業交流

酒田市総合計画審議会の運営について

1 会議の公開について

- (1) 会議は、原則として公開とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、会議を非公開とすることができる。
- (2) 会議の傍聴は、先着制とする。
- (3) 会議を傍聴しようとする者は、会議前日 17 時まで、電話、FAX 又は電子メールにて事務局に申し込むものとする。
 - ① 受付の際、傍聴希望者の氏名、住所及び電話番号を聴き取るものとする。
 - ② 定員に達するまで、先着順に傍聴者を決定するものとする。
- (4) 定員は、会議室の規模に応じて、事務局がその都度決定する。
- (5) 定員に空きがあった場合は、会議開始 15 分前までであれば傍聴を受け付けるものとする。
- (6) 会議の開催予定は、市ホームページにより周知する。

2 会議録について

- (1) 会議録（事務局で作成した案を出席者に校正していただき完成させたもの）を作成する。なお、委員の氏名公表はしないものとし、酒田市については職名による公開とする。
- (2) 事前に、各委員から会議録の承認を受け、その後、速やかに市ホームページにより公開を行う。

3 会議資料の公開について

会議で配布した資料については、原則、会議録の公開と併せて、市ホームページにより公開する。

4 傍聴の方法

- (1) 傍聴できない方
 - ① 凶器その他危険なものを持っている者
 - ② 酒気を帯びていると認められる者
 - ③ 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
 - ④ 児童及び乳幼児（審議会が認める場合を除く。）
 - ⑤ その他、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼす恐れがあると審議会が認めた者
- (2) 傍聴にあたっての遵守事項
 - ① みだりに傍聴席を離れないこと。
 - ② 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
 - ③ 私語、談話、拍手等をしないこと。
 - ④ 飲食又は喫煙をしないこと。

- ⑤ 携帯電話を使用しないこと。
- ⑥ その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
- ⑦ 写真、映像等の撮影及び録音等は行わないこと。

5 傍聴人の退場

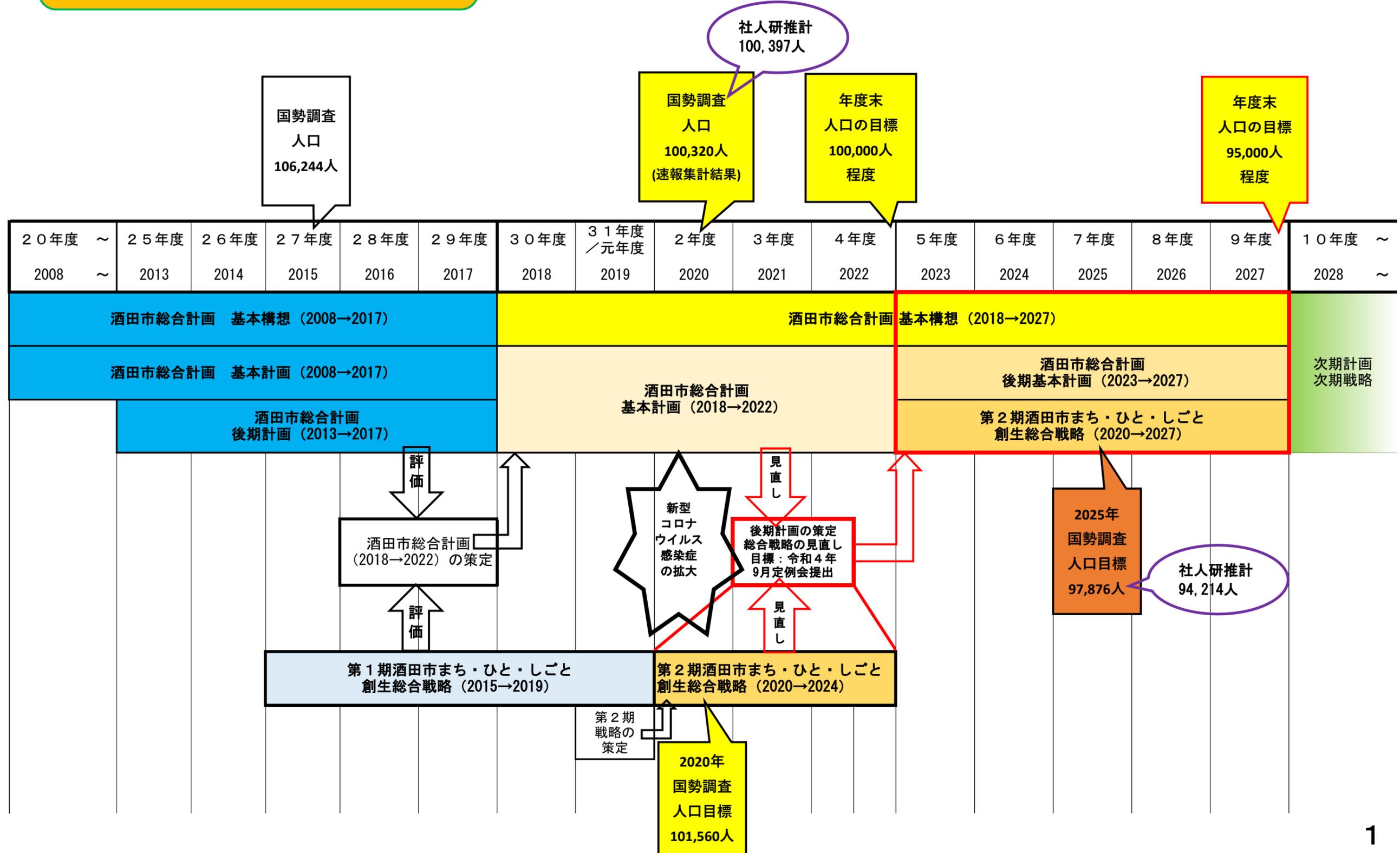
傍聴人は、会議を非公開とすることになったときは、速やかに退場しなければならない。

酒田市総合計画と酒田市まち・ひと・しごと創生総合戦略について

資料1

酒田市総合計画は、酒田市の最上位計画で、酒田市議会の議決事件に関する条例に基づき、策定には酒田市議会の議決が必要である。

酒田市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法に基づき、人口ビジョンと人口減少に歯止めをかける具体的な施策をまとめたものである。



酒田市総合計画(2018→2027)		酒田市まち・ひと・しごと創生総合戦略(2020→2024)	
策定年月	2018年(平成30年)3月	策定年月	2020年(令和2年)2月
位置付け	酒田市の最上位計画 酒田市議会の議決事件に関する条例に基づき、策定には市議会の議決が必要	位置付け	まち・ひと・しごと創生法に基づく、人口減少対策に特化した個別計画 人口ビジョンと人口減少に歯止めをかける具体的な施策をまとめたもの
目標設定	①人口減少の抑制(2022年度、2027年度末人口) ②市民所得(2022年度1人当たりの市民所得) ③酒田市に住み続けたいと思う市民の割合(アンケート調査)	目標設定	人口ビジョン(2040年、2060年) 基本目標Ⅰ 地域経済の好循環により「働きたい」がかなうまち 施策効果による新規就業者の創出、平均給与収入額 基本目標Ⅱ ファンが多く、移住者・定住者・観光客が増加するまち 人口に対する社会減の抑制 基本目標Ⅲ 結婚・妊娠・出産・子育て・教育の希望がかなうまち 合計特殊出生率 基本目標Ⅳ 地域のつながりと安全・安心にあふれた暮らしやすいまち 酒田市に住み続けたいと思う市民の割合(アンケート調査)
第1章 未来を担う人材が豊富な酒田	政策1 協働の芽吹きとなる市民参加があふれるまち 政策2 大学とともにつくる「ひと」と「まち」 政策3 公益の心を持ち明日をひらく子どもたちを育むまち 政策4 学びあい、地域とつながる人を育むまち		基本目標Ⅳ 1. 賑わいのある生活基盤づくりの推進 基本目標Ⅱ 1. 若者の定住促進 基本目標Ⅲ 3. 特色ある教育の推進
第2章 地域経済が活性化し、「働きたい」がかなう酒田	政策1 地域経済を牽引する商工業が元気なまち 政策2 「港」の物流機能により産業競争力が高いまち 政策3 地元でいきいきと働くことができるまち 政策4 夢があり、儲かる農業で豊かなまち 政策5 100年続く森林(もり)を造り、活かすまち 政策6 恵み豊かな水産を活かすまち		基本目標Ⅰ 1. 地域経済を牽引する産業の振興 3. 地元でいきいきと働くことができる環境づくり 2. 魅力あふれる農林水産業の振興
第3章 ファンが多く、移住者・定住者・観光客が増加する酒田	政策1 移住者・定住者が増えるまち 政策2 「おもてなし」があふれ、交流でうるおうまち 政策3 「港」発の交流で賑わうまち		基本目標Ⅱ 2. 移住・定住に向けた総合的対策の推進 3. 移住・定住にもつなげる「交流人口」の創出・拡大
第4章 暮らしと生きがいを共に創り、お互いが支え合う酒田	政策1 誰もがいきいきと暮らしやすいまち 政策2 結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなうまち 政策3 健康でいつまでも活躍できるまち		基本目標Ⅲ 2. 妊娠・出産・子育ての支援 1. 結婚の支援 基本目標Ⅳ 2. 妊娠・出産・子育ての支援 2. 安全・安心な暮らしを守る環境づくり
第5章 地域のつながりと安全・安心にあふれた暮らしやすい酒田	政策1 住民と行政の協働による地域運営ができるまち 政策2 美しい景観と環境を「全員参加」でつくるまち 政策3 地域との連携でつくる安全・安心なまち 政策4 「暮らしの足」が維持されるまち 政策5 自然環境、歴史、文化、産業で多様性を広げるまち (八幡、松山、平田地域と飛鳥)		基本目標Ⅳ 1. 暮らしやすい生活基盤づくりの推進 2. 安全・安心な暮らしを守る環境づくり 基本目標Ⅳ 1. 暮らしやすい生活基盤づくりの推進
第6章 都市機能が強化され、賑わう酒田	政策1 ひと・もの・情報が集い、魅力と賑わいを創出するまち 政策2 交流の基盤となる高速交通ネットワークの実現に向けて一丸となって取り組んでいるまち 政策3 将来にわたり快適に利用できる生活インフラが整備されているまち		基本目標Ⅳ 1. 賑わいのある生活基盤づくりの推進 基本目標Ⅳ 2. 安全・安心な暮らしを守る環境づくり
行財政運営の方針	(1) 効率的な行財政運営による市民サービスの維持・向上 (2) 持続可能な財政基盤の確立		基本目標Ⅳ 2. 安全・安心な暮らしを守る環境づくり

凡例	
	ひとづくり・まちづくり部会
	産業交流部会
	行財政部会

※ 酒田市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、人口減少対策に資する政策について酒田市総合計画をベースにして策定している。

1 策定の基本方針

(1) コロナ禍による社会経済情勢の変化への対応

コロナ禍により大きく変わった社会経済情勢の変化に対応するため、**基本構想(2018→2027)**を見直すとともに、**後期計画(2023→2027)**を策定します。また、コロナ禍前に策定した**酒田市まち・ひと・しごと創生総合戦略(2020→2024)**についても、**成果指標や施策等を見直します。**

(2) 多様な年代又は領域における市民の意見の反映

総合計画審議会、市民アンケート調査など多様な年代又は領域における意見聴取を通じ、**市民、地域及び産業界等の意見を反映した計画を策定**します。

(3) 健全な行財政運営の推進

行財政改革の視点を踏まえた計画を策定します。具体的には、現在の**総合計画に掲げる「行財政運営の方針」**について**審議する部会を新たに設置し、議論を深めます。**

(4) 計画に掲げる政策及び施策の推進

P D C A サイクルの循環による総合計画の進行管理、評価（成果の検証）及びE B P M（根拠に基づく政策の立案）が着実に実行されるよう、**ロジックモデル**（行政の活動が最終的な成果につながるまでの因果関係を論理的に図式化したもの）**に基づいた成果指標を設定**します。

(5) 東北公益文科大学との連携

東北公益文科大学と連携し、大学の有する知見及び人材を最大限生かした計画策定に取り組みます。具体的には、**公益大に市民アンケート調査結果の分析等を委託**します。

2 総合計画の期間

基本構想 | 2018（平成30）年度～2027（令和9）年度
 基本計画 | 2023（令和5）年度～2027（令和9）年度 ※後期計画

3 酒田市総合計画審議会

(1) 審議会

総合計画審議会条例及び同施行規則に基づき、**市長の諮問に応じ、委員25人が、審議会及び部会において調査及び審議**を行います。

(2) 部会

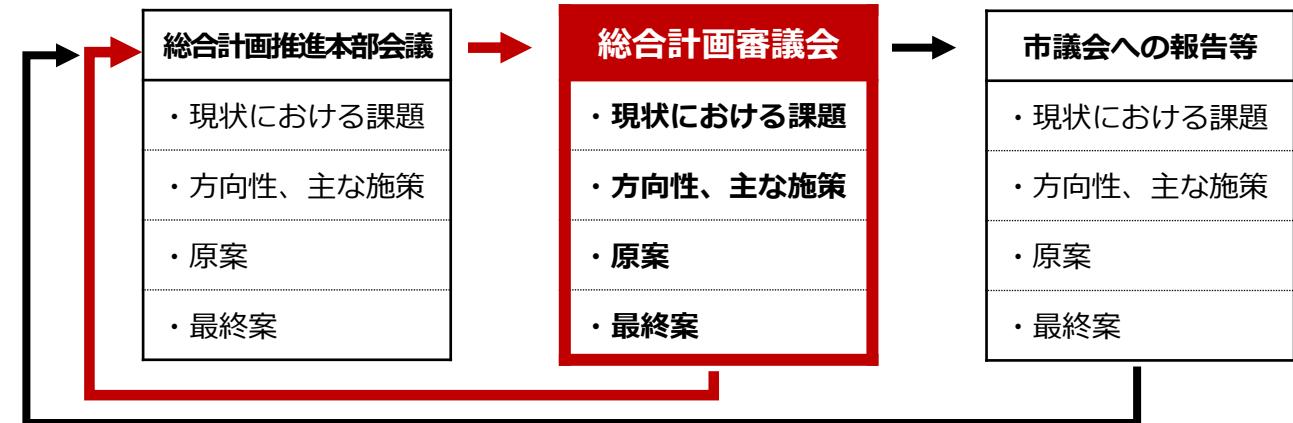
委員は、次の①と②いずれかの部会に所属し、一部の委員は③にも重複して所属します。

- ① **ひとづくり・まちづくり部会**（担当 | 総合計画における**第1・4・5章**）
- ② **産業交流部会**（担当 | 総合計画における**第2・3・6章**）
- ③ **行財政部会**（担当 | 総合計画における**行財政運営の方針**）

4 策定の進め方及びスケジュール

(1) 審議会（各部会）を含めた策定の進め方

策定に係る各段階（現状における課題、今後の方向性と主な施策、原案、最終案）において、酒田市総合計画推進本部会議（庁内）での協議を経てから、**酒田市総合計画審議会（全体会、部会）で審議**いただきます。その内容を市議会に説明（報告）し、聴取した意見等を次の段階において反映させる流れとなります。



(2) スケジュール（想定）

▶2021年度（令和3年度）

月	総合計画審議会	審議等の内容	市民の意見集約
8	第1回全体会	委員委嘱、諮問、概要説明	アンケート調査 意見集約（随時）
9			
10	各部会①	・現状における課題の整理①	
11	各部会②	・現状における課題の整理②	
12			
1			
2	各部会③	・今後の方向性と主な施策	
3			

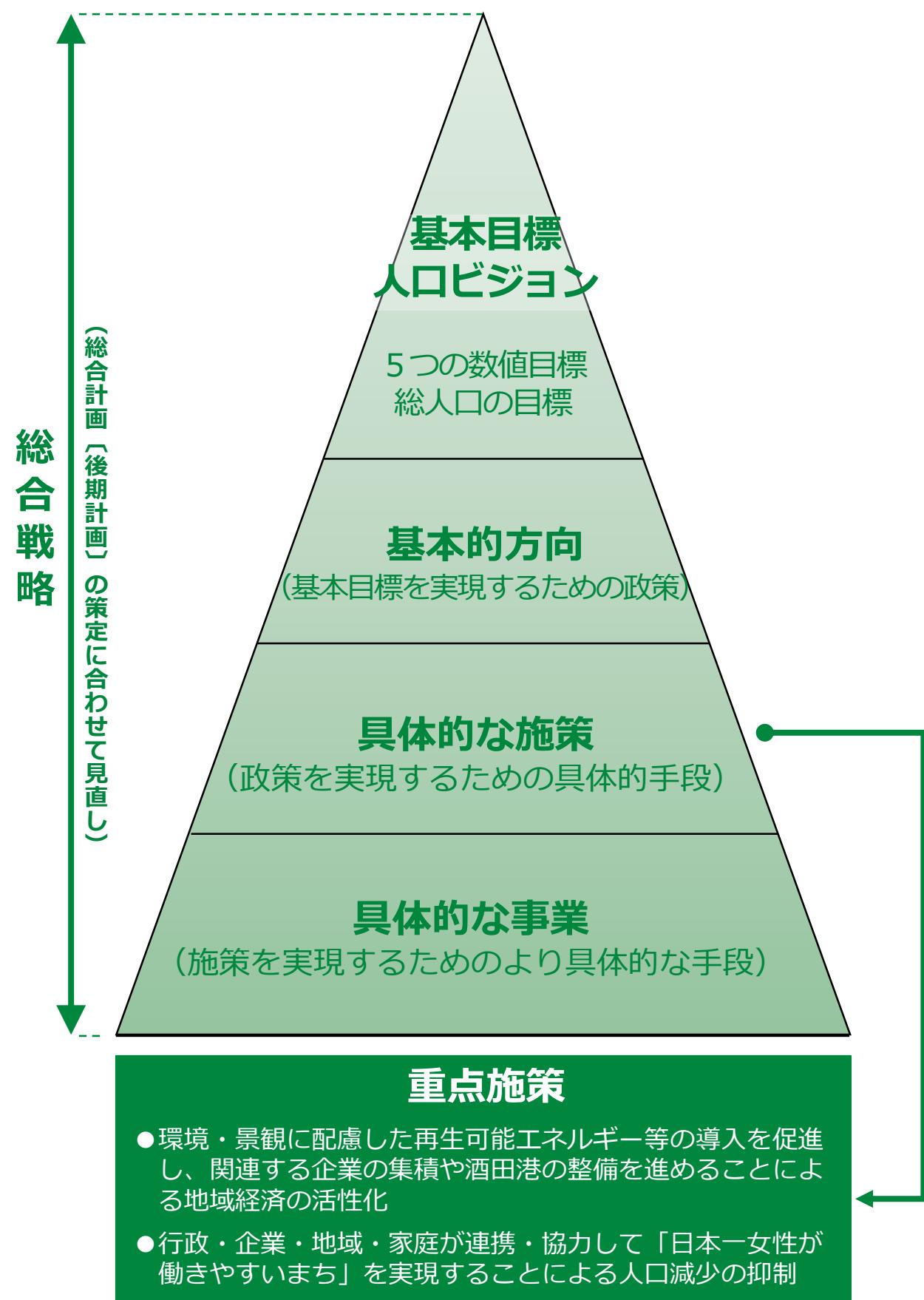
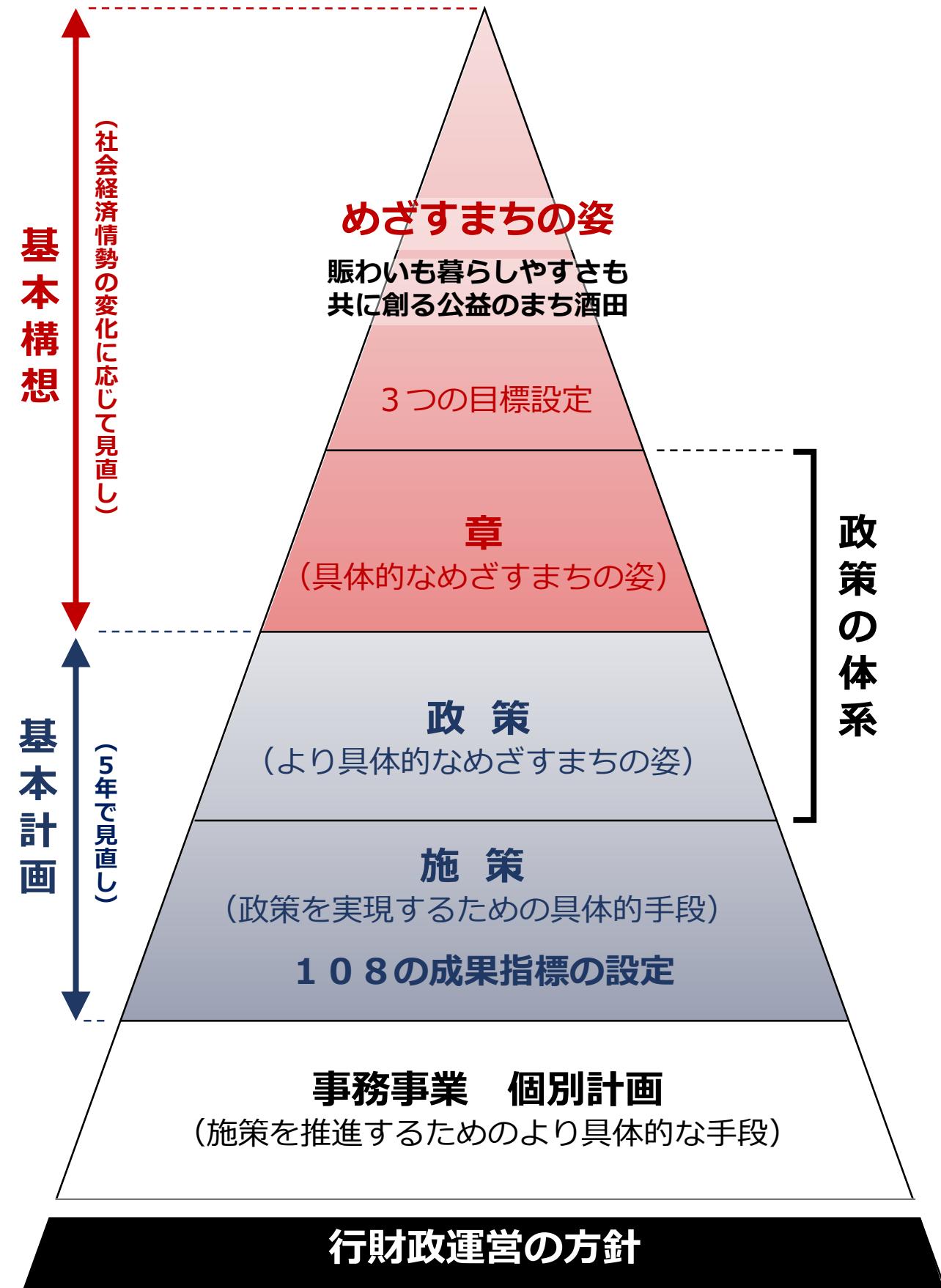
▶2022年度（令和4年度）

月	総合計画審議会	審議等の内容	市民の意見集約
4	第2回全体会	・原案〔基本構想、後期計画〕	
5	各部会④	・最終案〔基本構想、後期計画〕	
6	第3回全体会	・最終案〔基本構想、後期計画〕	
7	第4回全体会	・答申	・パブリックコメント

→ **市議会（令和4年9月定例会）に議案として提案（予定）**

酒田市総合計画の政策の体系と構成

酒田市まち・ひと・しごと創生総合戦略の政策の体系と構成



酒田市総合計画等の策定及び見直しについて

酒田市総合計画の基本計画の構成（柱立て）

より具体的なめざすまちの姿（政策）

第1章 未来を担う人材が豊富な酒田

- 政策1 協働の芽吹きとなる市民参加があふれるまち
- 政策2 大学とともに作る「ひと」と「まち」
- 政策3 公益の心を持ち明日をひらく子どもたちを育むまち
- 政策4 学びあい、地域とつながる人を育むまち

第2章 地域経済が活性化し、「働きたい」がかなう酒田

- 政策1 地域経済を牽引する商工業が元気なまち**
- 政策2 「港」の物流機能により産業競争力が高いまち**
- 政策3 地元でいきいきと働くことができるまち
- 政策4 夢があり、儲かる農業で豊かなまち
- 政策5 100年続く森林（もり）を造り、活かすまち
- 政策6 恵み豊かな水産を活かすまち

第3章 ファンが多く、移住者・定住者・観光客が増加する酒田

- 政策1 移住者・定住者が増えるまち
- 政策2 「おもてなし」があふれ、交流でうるおうまち
- 政策3 「港」発の交流で賑わうまち

第4章 暮らしと生きがいを共に創り、お互いが支え合う酒田

- 政策1 誰もがいきいきと暮らしやすいまち
- 政策2 結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなうまち
- 政策3 健康でいつまでも活躍できるまち

第5章 地域のつながりと安全・安心にあふれた暮らしやすい酒田

- 政策1 住民と行政の協働による地域運営ができるまち
- 政策2 美しい景観と環境を「全員参加」でつくるまち
- 政策3 地域との連携でつくる安全・安心なまち
- 政策4 「暮らしの足」が維持されるまち
- 政策5 自然環境、歴史、文化、産業で多様性を広げるまち（八幡、松山、平田地域と飛島）

第6章 都市機能が強化され、賑わう酒田

- 政策1 ひと・もの・情報が集い、魅力と賑わいを創出するまち
- 政策2 交流の基盤となる高速交通ネットワークの実現に向けて一丸となって取り組んでいるまち
- 政策3 将来にわたり快適に利用できる生活インフラが整備されているまち

政策を構成する【施策】ごとに成果指標を設定

【中心市街地の活性化、…】

- 商店街等と連携しながら…
- 農商工連携も含めた…

成果指標 | マッチング支援件数
中心市街地商店街開業店舗数

【企業立地の促進】

- 新たな企業立地、企業の…
- 新たな工業用地について…
- …

成果指標 | 企業立地件数
製造品出荷額

【クルーズ船等の誘致による…】

- 関係機関と連携し、…
- クルーズ船寄港者の満足…
- クルーズ船寄港による…

成果指標 | クルーズ船年間寄港回数

【庄内空港の利便性向上】

- 利用者の増加に向けて…
- 利便性向上のため、関係…
- 定期便就航につなげる…

成果指標 | 庄内空港定期便搭乗者数

行財政運営の方針

- 効率的な行財政運営による市民サービスの維持・向上
 - ・人口減少社会に応じた効率的な行政運営
 - ・職員の意識改革と人材の育成
- 持続可能な財政基盤の確立
 - ・歳入確保と歳出削減
 - ・健全な財政運営の推進

酒田市まち・ひと・しごと創生総合戦略の構成（柱立て）

基本目標、基本的方向

- 基本目標Ⅰ 地域経済の好循環により「働きたい」がかなうまち
- ▶ **基本的方向1 地域経済を牽引する産業の振興**
 - ▶ 基本的方向2 魅力あふれる農林水産業の振興
 - ▶ 基本的方向3 地元でいきいきと働くことのできる環境づくり
- 基本目標Ⅱ ファンが多く、移住者・定住者・観光客が増加するまち
- ▶ 基本的方向1 若者の定住促進
 - ▶ 基本的方向2 移住・定住に向けた総合的対策の推進
 - ▶ 基本的方向3 移住・定住にもつなげる「交流人口」の創出・拡大
- 基本目標Ⅲ 結婚・妊娠・出産・子育て・教育の希望がかなうまち
- ▶ 基本的方向1 結婚の支援
 - ▶ 基本的方向2 妊娠・出産・子育ての支援
 - ▶ 基本的方向3 特色のある教育の推進
- 基本目標Ⅳ 地域のつながりと安全・安心にあふれた暮らしやすいまち
- ▶ 基本的方向1 賑わいのある生活基盤づくりの推進
 - ▶ 基本的方向2 安全・安心な暮らしを守る環境づくり

基本的方向を構成する【施策】毎にK P I（重要業績評価指標）を設定

- 新たな産業やビジネスの創出、産業力の強化
 - 【具体的な事業】
 - 酒田市産業振興まちづくりセンター（サンロク）による総合的な産業振興
 - ものづくり産業、企業支援型サービス産業の人材確保・育成等強化
 - オーダーメイド型の企業立地支援
 - 【重要業績評価指標（K P I）】
 - ◆ サンロクによるマッチング支援件数
 - ◆ 支援機関が支援した創業件数
- 「港」の物流機能を活かした産業競争力の強化
 - 【具体的な事業】
 - 使いやすい酒田港に向けた取り組みの推進
 - 新規航路の開拓による酒田港の利用拡大
 - 地域と協調した民間洋上風力発電の整備に向けた検討
 - 庄内空港を活用した物流の拡大
 - 【重要業績評価指標（K P I）】
 - ◆ 取扱貨物量
 - ◆ コンテナ貨物取扱量（実入り）
 - ◆ 庄内空港有償貨物取扱量

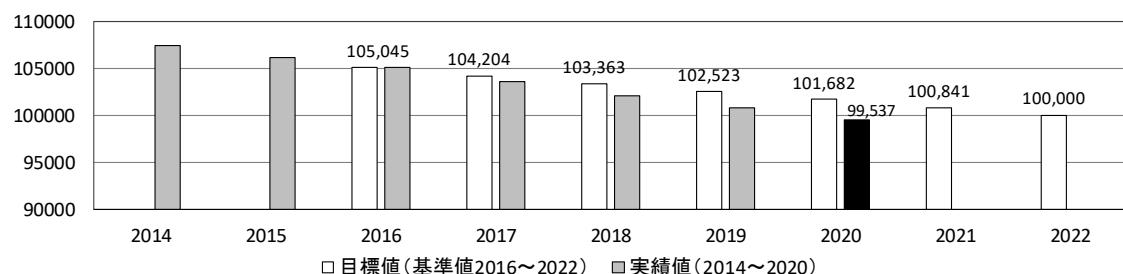
酒田市総合計画の策定及び酒田市まち・ひと・しごと創生総合戦略の見直しについて

酒田市総合計画の進捗状況（前期計画 2018→2020年度）

❖人口減少の抑制

数値目標	実績値						目標値		
	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
年度末人口(人)	107,371	106,195	105,045	103,619	102,105	100,745	99,537	100,841	100,000

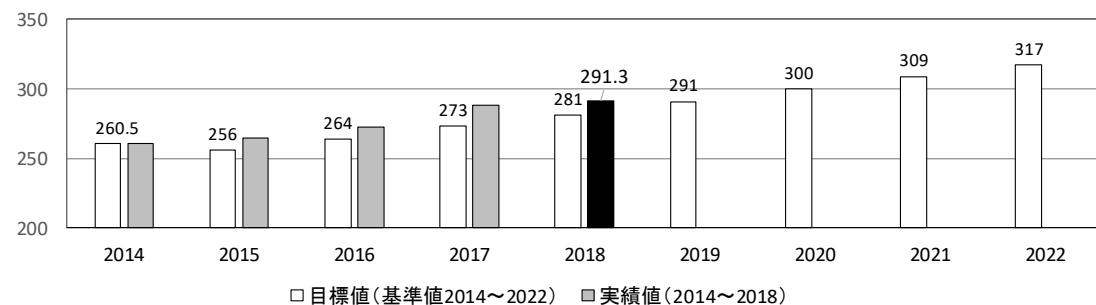
※2022年度の目標値を「100,000人程度」として設定
 ※年度末人口は住民基本台帳上の3月末時点の人口



❖市民所得

数値目標	実績値				目標値				
	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
1人当たりの市民所得(万円)	260.5	265.1	272.2	288.4	291.3	291.0	300.0	309.0	317.0

※市民所得(=雇用者報酬+財産所得+企業所得)をその年の10月1日現在の市内総人口で割ったもの
 ※算出根拠となる県経済計算については、過去の数値についても遡及して改定



❖酒田に住み続けたいと思う市民の割合

数値目標	実績値		目標値						
	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
酒田に住み続けたいと思う市民の割合(%)	-	-	78.2	79.2	-	-	-	調査予定	80%以上

※市民意識調査は2021年度の第3四半期に実施予定

酒田市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況（→2020年度）

❖人口ビジョンに対する総人口

数値目標	実績値			目標値					
	2015	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
年末人口(人)	106,244	102,789	101,331	100,172	101,223	100,386	99,550	98,713	97,876

※2025年末の目標値を「97,876人」として設定
 ※年末人口は住民基本台帳上の12月末時点の人口



❖基本目標 I

数値目標	実績値			目標値				
	2015	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
施策効果による新規就業者の創出(人、2020-2024累計)	415 (415)	175 (865)	133 (998)	233 (233)	(320)	(480)	(640)	(800)
平均給与収入額(万円)	285.9	297.6	297.3	未確定	318.3	323.9	329.5	335.4

❖基本目標 II

数値目標	実績値			目標値				
	2015	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
人口に対する社会減の抑制(人)	△537	△485	△388	▲148	-	-	-	△100

❖基本目標 III

数値目標	実績値			目標値				
	2015	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
合計特殊出生率	1.51	1.36	1.39	未確定	-	-	-	1.50
出生数(人)	688	552	545	522	-	-	-	600

❖基本目標 IV

数値目標	実績値			目標値				
	2016	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
酒田に住み続けたいと思う市民の割合(%)	78.2	-	-	-	調査予定	-	-	80%以上

○酒田市総合計画審議会条例

(平成 17 年 12 月 21 日条例第 224 号)

改正 平成 22 年 3 月 5 日条例第 1 号 平成 25 年 2 月 28 日条例第 2 号
平成 30 年 3 月 8 日条例第 1 号

(設置)

第 1 条 本市に酒田市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、酒田市総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、当該諮問に係る調査及び審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 審議会に部会を置くことができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、企画部において行う。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 5 日条例第 1 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
(酒田市総合計画審議会条例の一部改正)
- 4 酒田市総合計画審議会条例(平成 17 年条例第 224 号)の一部を次のように改正する。
第 8 条中「企画調整部」を「総務部」に改める。

附 則(平成 25 年 2 月 28 日条例第 2 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
(酒田市総合計画審議会条例の一部改正)
- 3 酒田市総合計画審議会条例(平成 17 年条例第 224 号)の一部を次のように改正する。
第 8 条中「総務部」を「企画振興部」に改める。

附 則(平成 30 年 3 月 8 日条例第 1 号)

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

○酒田市総合計画審議会条例施行規則

(平成 18 年 2 月 1 日規則第 3 号)

改正 平成 28 年 6 月 16 日規則第 34 号 令和 3 年 8 月 19 日規則第 59 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、酒田市総合計画審議会条例(平成 17 年条例第 224 号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会の設置)

第 2 条 酒田市総合計画審議会(以下「審議会」という。)に、ひとづくり・まちづくり部会、産業交流部会及び行財政部会を置く。

2 必要に応じ、前項に規定する各部会のほかに、特別部会を設けることができる。

3 第 1 項及び前項に規定する各部会は、審議会において付託された事項を調査審議する。

(部会の構成)

第 3 条 委員(会長を含む。)は、前条第 1 項に定めるひとづくり・まちづくり部会又は産業交流部会の委員となるものとし、それらの部会の委員は、会長が審議会に諮り選任する。

2 行財政部会の委員は、ひとづくり・まちづくり部会及び産業交流部会の委員の中から各 4 人以内とし、会長が審議会に諮り選任する。

3 会長は、所属する部会以外の部会に出席して発言することができる。

4 部会に部会長及び副部会長を置き、会長が委員のうちから指名する。

5 部会長は、部会の会務を掌理する。

6 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。

(部会の会議)

第 4 条 部会は、部会長が招集する。

2 部会は、委員の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

(報告)

第 5 条 部会長は、部会における審議の経過及び結果を審議会において報告するものとする。

(その他)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 6 月 16 日規則第 34 号)

この規則は、平成 28 年 6 月 17 日から施行する。

附 則(令和3年8月19日規則第59号)

この規則は、令和3年8月19日から施行する。

○酒田市まち・ひと・しごと創生総合戦略委員会設置要綱

(平成 27 年 5 月 25 日告示第 427 号)

改正 平成 30 年 3 月 30 日告示第 278 号 令和 3 年 8 月 19 日告示第 565 号

(設置)

第 1 条 まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 10 条第 1 項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び推進に当たり、広く市民、有識者等の意見を聴くことを目的として、酒田市まち・ひと・しごと創生総合戦略委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について意見を述べ、必要な助言、指導等を行うものとする。

- (1) 酒田市人口ビジョンの策定に関すること。
- (2) 酒田市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定、推進及び効果検証に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 25 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体及びメディア等の関係者
- (3) 住民の代表者
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、その他市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から 2 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから市長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部企画調整課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年6月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日告示第278号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年8月19日告示第565号)

この告示は、令和3年8月19日から施行する。